

# 基金情報

No. 66

平成19年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成19年度・主要事業概況					
事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)	
事業所数(件)	243	-1	年金掛金	調定額(円) 314,892,780	
加入員数(人)	男子	5,291	-15	収納額(円) 312,029,266	
	女子	2,242	5	収納率 99.09%	
	計	7,533	-10	事務費掛金調定額(円) 14,018,538	
平均標準給与月額(円)	男子	341,985	-536	資産運用	信託資産額(時価) 377億4,360万円
	女子	225,931	-584		修正総合利回り 3.80%
	計	307,445	-672		ベンチマーク差 0.78%
受給者数(人)	5,561	35	慶弔金の支給件数・金額	17件35万円	
平均年金額(円)	479,778	1,227	年金相談件数	252件	

## 70歳以上の被用者に関する各種届出について

平成19年4月から、厚生年金保険では70歳以上の方の在職支給停止制度が導入されました。これに伴い、4月以降70歳になられる(昭和12年4月2日以降生まれの方)在職中の方については、別途手続きが必要となりました。下表をご参照いただき、届出が必要な場合につきましては、速やかに社会保険事務所あてご提出ください。なお当基金も同様に70歳以上の方の在職支給停止制度は導入していますが、原則として平成24年3月までは該当者がいませんので、現時点では届出は不要です。

- (注) 1. 70歳到達による資格喪失届は従来通り提出の必要があります。  
当基金では、毎年3月に4月以降1年間に70歳になられる方のリストを送付するとともに70歳到達月にも電話にてお知らせしています。  
2. 70歳以上の方は、従来通り被保険者となりませんので、保険料負担はありません。

届出が必要な場合	届出書類	提出時期	注意事項
対象者を新たに雇用したとき 70歳に到達し引き続き雇用するとき 対象者が退職することになったとき	厚生年金保険70歳以上被用者 該当・不該当届	5日以内	の場合は、健康保険被保険者資格取得届も提出 の場合は、厚生年金保険被保険者資格喪失届と 厚生年金基金加入員資格喪失届も提出 の場合は、健康保険被保険者資格喪失届も提出
対象者の報酬に変更があったとき 賞与の支払いがあったとき 7月1日に対象者を雇用しているとき	厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	速やかに 5日以内 7月1日~10日	
対象者が育児休業を終えて職場復帰し、報酬に変動があったとき	厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	速やかに	
対象者が2ヶ所以上の事業所に勤務することになったとき	厚生年金保険70歳以上被用者 所属選択・二以上事業所勤務届	10日以内	被用者本人が選択した社会保険事務所に提出

### ◆届出用紙について◆

70歳以上被用者関係の届出用紙は社会保険事務所でもらえます。  
(現時点では磁気媒体および電子申請は対応していません。)

厚生年金保険 70歳以上被用者 該当・不該当届

① 雇用主の氏名  
② 被用者の氏名  
③ 生年月日  
④ 事業所番号  
⑤ 事業所名称  
⑥ 事業所住所  
⑦ 届出年月日  
⑧ 届出理由  
⑨ 届出者  
⑩ 届出場所

厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届

① 被用者の氏名  
② 生年月日  
③ 事業所番号  
④ 事業所名称  
⑤ 事業所住所  
⑥ 届出年月日  
⑦ 算定基礎  
⑧ 月額変更  
⑨ 賞与支払  
⑩ 届出者  
⑪ 届出場所

## 標準報酬(算定基礎届)について

厚生年金、健康保険の各被保険者の標準報酬は、実際に受けた報酬額にあわせて毎年決めなおされます。

具体的には4月、5月、6月の3ヶ月間に受けた報酬の平均月額に基づき、新しい報酬が決定され、9月から翌年8月まで適用されます。(給料の昇降給により標準報酬に2等級以上の変動が生じた場合は、月額変更届の提出が必要になり、変動を生じた月の3ヶ月後から8月までの適用となります。)

事業主は、毎年7月1日現在の全被保険者の報酬額を算定基礎届に記入し、社会保険事務所、健康保険組合、厚生年金基金に提出します。

この決定された標準報酬に基づき、保険料(掛金)が決定され、また、厚生年金や基金の年金額の計算の基礎となります。

## 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

### 口座振替銀行

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合( )、農業協同組合( )などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)

( )一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

## 8月の事業予定

上旬 運用実績報告のヒヤリング  
中旬 政府負担金実績報告及び業務報告書の提出

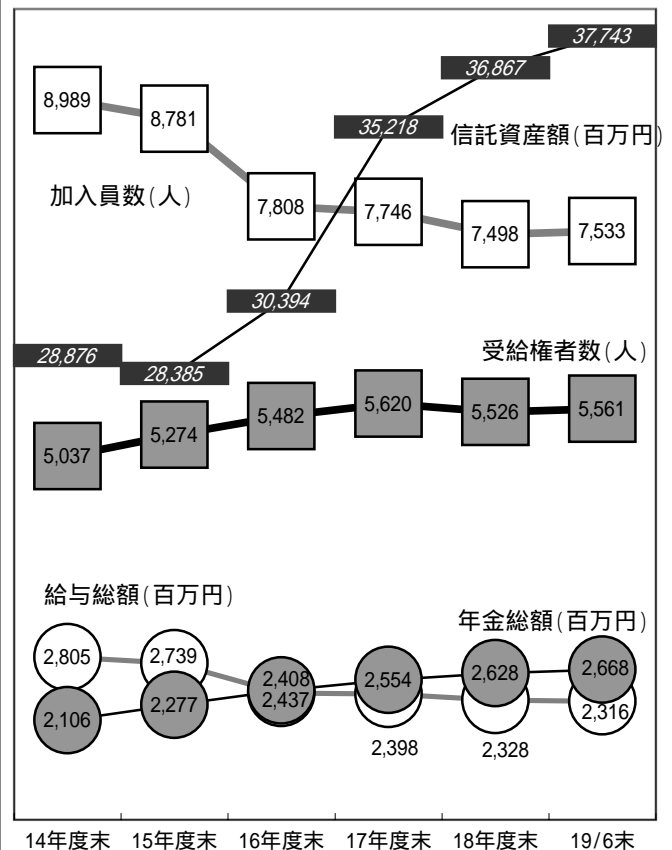
### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

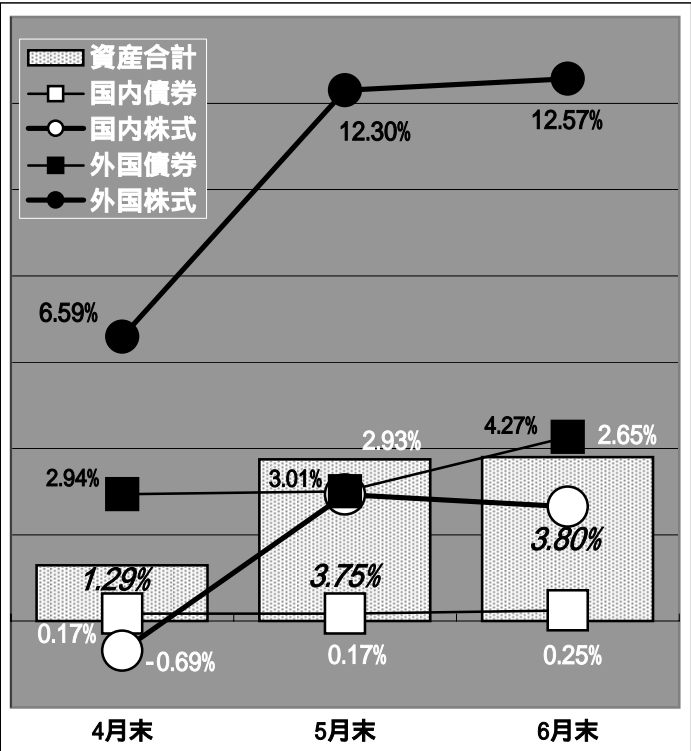
### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskn.com>

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り <平成19年度



## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業所削除	(株)ホクト	閉鎖	H19.6.9
事業主変更	光ガラス(株)	児玉 宏之	H19.6.15
事業主変更	(株)東京エム・アイ商会	池谷 友次	H19.4.2